

附 則

附 則（昭和 51 年法律第 57 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第 19 条、第 21 条第 2 号、附則第 3 条及び附則第 4 条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 4 条及び第 9 条の規定は、この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込みについては、適用しない。

2 第 5 条第 1 項から第 3 項まで及び第 7 条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

3 第 6 条の規定は、この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

4 第 15 条第 2 項及び第 16 条の規定は、この法律の施行前に第 11 条第 1 項に規定する連鎖販売業に相当する事業を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引に相当する取引についての契約については、適用しない。

5 この法律の施行前に販売業者が行った商品の送付についての第 18 条の規定の適用については、同条第 1 項中「その商品の送付があつた日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

（割賦販売法の一部改正）

第 3 条 割賦販売法の一部を次のように改正する。

第 37 条第 1 項中「割賦購入あつせん」の下に「並びに訪問販売等に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する訪問販売、同条第 2 項に規定する通信販売及び第 11 条第 1 項に規定する連鎖販売取引」を加える。

（通商産業省設置法の一部改正）

第 4 条 通商産業省設置法（昭和 27 年法律第 275 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項の表割賦販売審議会の項中、「割賦購入あつせん」の下に「並びに訪問販売、通信販売及び連鎖販売取引」を加える。

解 説

これらは、訪問販売等に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）の附則である。附則第 1 条に基づき、同法の諸規定のうち、割賦販売審議会への諮問規定（第 19 条）諮問を行う

主務大臣規定（第 21 条第 2 号） 割賦販売審議会の所掌事務の追加規定（附則第 3 条）及び通商産業省設置法の改正規定（附則第 4 条）は同法公布の日である昭和 51 年 6 月 4 日に、その他の規定については昭和 51 年 12 月 3 日に施行された。

割賦販売法の一部を改正する法律（昭和 59 年法律第 49 号）附 則（抄）

（訪問販売等に関する法律の一部改正）

11 訪問販売等に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「4 日」を「7 日」に改める。

第 10 条第 2 項中「又は同条第 2 項に規定するローン提携販売」を「、同条第 2 項に規定するローン提携販売又は同条第 3 項に規定する割賦購入あつせんに係る販売」に改める。

（訪問販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

12 この法律の施行前に締結した売買契約又はこの法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込み若しくはこの法律の施行後当該申込みに係る売買契約が締結された場合における当該売買契約については、前項の規定による改正後の訪問販売等に関する法律第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

解 説

これらは、割賦販売法の一部を改正する法律（昭和 59 年法律第 49 号）の附則である。昭和 59 年の割賦販売法改正に際し衆議院の修正によりクーリング・オフ期間が 4 日から 7 日に延長されたことに伴い、割賦販売法第 4 条の 3 と同旨の規定を有する本法においてもクーリング・オフ期間を同様に 7 日に改正することとし、併せて所要の経過措置を規定したものである。

附 則（昭和 63 年法律第 43 号）

（施行期日等）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

第 2 条 この法律の施行の日前に、改正後の訪問販売等に関する法律（以下「新法」という。）第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 項、第 6 条第 1 項、第 10 条第 2 項第 2 号又は第 11 条第 1 項の政令の制定の立案をしようとするときは、改正前の訪問販売等に関する法律（以下「旧法」という。）第 19 条の規定の例による。

（経過措置等）

第 3 条 新法第 4 条の規定は、この法律の施行後に販売業者又は役務提供事業者が受けた

- 売買契約又は役務提供契約の申込みについて適用し、この法律の施行前に販売業者が受けた新法第2条第3項に規定する指定商品であつて旧法第2条第3項に規定する指定商品に該当するもの（以下「特定指定商品」という。）の売買契約の申込みについては、なお従前の例による。
- 2 新法第5条の規定は、この法律の施行後に締結された売買契約又は役務提供契約について適用し、この法律の施行前に締結された特定指定商品の売買契約については、なお従前の例による。
 - 3 新法第6条の規定は、この法律の施行後に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はこの法律の施行後に締結された売買契約若しくは役務提供契約（この法律の施行前にその申込みを受けたものを除く。）について適用し、この法律の施行前に販売業者が受けた特定指定商品の売買契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された特定指定商品の売買契約については、なお従前の例による。
 - 4 新法第7条第1項の規定は、この法律の施行後に締結された売買契約又は役務提供契約について適用し、この法律の施行前に締結された特定指定商品の売買契約については、なお従前の例による。
 - 5 新法第7条第2項の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約又は役務提供契約については、適用しない。
 - 6 新法第9条の規定は、この法律の施行前に販売業者又は役務提供事業者が受けた新法第2条第3項に規定する指定権利の売買契約又は役務提供契約の申込みについては、適用しない。
 - 7 新法第14条第2項及び第17条の規定は、この法律の施行後に新法第11条第1項に規定する連鎖販売業を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引についての契約について適用し、この法律の施行前に旧法第11条第1項に規定する連鎖販売業を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引についての契約については、なお従前の例による。
 - 8 この法律の施行前に販売業者が行つた商品の送付についての新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「その商品の送付があつた日から起算して14日を経過する日（その日が、その商品の送付を受けた者が販売業者に対してその商品の引取りの請求した場合におけるその請求の日から起算して7日を経過する日後であるときは、その7日を経過する日）」とあるのは、「訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律（昭和63年法律第43号）の施行の日から起算して14日を経過する日、その商品の送付があつた日から起算して3月を経過する日又はその商品の送付を受けた者が販売業者に対してその商品の引取りの請求をした場合におけるその請求の日から起算して1月を経過する日のいずれか早い日」とする。
 - 9 この法律の施行前にした行為並びに第1項、第2項及び第七項の規定により従前の例

によることとされる場合における法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第4条 昭和55年4月1日に設立された社団法人日本訪問販売協会は、この法律の施行の日において新法第10条の2に規定する要件に該当する場合には、新法第10条の3及び第10条の4の規定の適用については、この法律の施行の日に設立された新法第10条の2に規定する法人とみなす。

2 昭和58年10月11日に設立された社団法人日本通信販売協会は、この法律の施行の日において新法第10条の5に規定する要件に該当する場合には、新法第10条の6及び第10条の7の規定の適用については、この法律の施行の日に設立された新法第10条の5に規定する法人とみなす。

(割賦販売法の一部改正)

第5条 割賦販売法(昭和36年法律第159号)の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項第2号中「7日」を「8日」に改め、同条第5項中「申込者等」を「、申込者等」に、「又はその申込み」を「若しくはその申込み又は訪問販売等に関する法律(昭和51年法律第57号)第2条第3項に規定する指定商品(同法第6条第1項(第2号を除く。))の政令で定めるものを除く。))に係るもの若しくはその申込み」に改める。

第37条第1項中(昭和51年法律第57号)」を削る。

(割賦販売法の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この法律の施行前に締結した契約で割賦販売法第2条第1項に規定する割賦販売の方法、同条第2項に規定するローン提携販売の方法又は同条第3項に規定する割賦購入あつせんに係る販売の方法(以下「割賦販売等の方法」という。)により同条第4項に規定する指定商品を販売するもの並びにこの法律の施行前に割賦販売法第3条第1項に規定する割賦販売業者、同法第29条の2第1項に規定するローン提携販売業者又は同法第30条第2項に規定する割賦購入あつせん関係販売業者が受けた申込みで割賦販売等の方法により同法第2条第4項に規定する指定商品を販売する契約に係るもの及びこの法律の施行後当該申込みに係る契約が締結された場合における当該契約については、前条の規定による改正後の割賦販売法第4条の3第1項及び第5項(同法第29条の4及び第30条の6において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

解 説

これらは、訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律(昭和63年法律第43号)の附則である。昭和63年の改正により権利、役務が本法の対象に加えられたこと、訪問販売の類型にキャッチセールス、アポイントメントセールスに加えられたこと、連鎖販売取引の類型に受託販売、あっせん販売に加えられたこと等に伴い、改正法の施行前に取引行為の一部又は全部が行われた場合における規制の適用関係について経過措置を設けること等

を規定したものである。

附 則（平成 8 年法律第 44 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第 1 条中訪問販売等に関する法律第 19 条及び第 21 条第 4 号の改正規定、第 2 条の規定、附則第 3 条中割賦販売法第 37 条第 1 項の改正規定並びに附則第 4 条及び第 5 条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の訪問販売等に関する法律（以下「新法」という。）第 9 条の 6 及び第 9 条の 8 の規定は、この法律の施行前に販売業者又は役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込みについては、適用しない。

2 新法第 9 条の 7 及び第 9 条の 13 の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。

3 新法第 9 条の 12 の規定は、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。

4 この法律の施行前に連鎖販売業を行う者が締結したその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約については、新法第 17 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（割賦販売法の一部改正）

第 3 条 割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 第 5 項中「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 4 項」に改める。

第 37 条第 1 項中「並びに訪問販売等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する訪問販売、同条第 2 項に規定する通信販売及び第 11 条第 1 項に規定する連鎖販売取引」を削る。

（家庭用品品質表示法の一部改正）

第 4 条 家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条（見出しを含む。）中「製品安全及び家庭用品品質表示審議会」を「消費経済審議会」に改める。

（消費生活用製品安全法の一部改正）

第 5 条 消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 89 条（見出しを含む。）中「製品安全及び家庭用品品質表示審議会を「消費経済審議会」を改める。

第 95 条第 1 項第 2 号中「製品安全及び家庭用品品質表示審議会」を「消費経済審議会」に改める。

解 説

これらは訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 44 号）の附則である。平成 8 年の改正により、電話勧誘販売が本法の対象に加えられたこと及び連鎖販売取引に係る規制の強化が行われたこと等に伴い、改正法の施行前に取引行為の一部又は全部が行われた場合における規制の適用関係について経過措置を設けること、並びに今回の法改正による消費経済審議会の新設に伴う関係規定の整備等を規定したものである。

附 則（平成 11 年法律第 34 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（割賦販売法の一部改正に伴う経過措置）

第 2 条 第 2 条の規定による改正後の割賦販売法第 29 条の 4 第 2 項及び第 3 項の規定は、この法律の施行前に購入者が割賦販売法第 2 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に規定するローン提携販売の方法により購入した指定商品に係る分割返済金又は弁済金については、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第 3 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第 4 条 前 2 条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（大規模小売店舗立地法の一部改正）

第 5 条 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）の一部を次のように改正する。
附則中第 10 条を削り、第 11 条を第 10 条とする。

（通商産業省設置法の一部改正）

第 6 条 通商産業省設置法（昭和 27 年法律第 275 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表消費経済審議会の項中「及び連鎖販売取引」を「、連鎖販売取引及び特定継続的役務提供」に改める。

解 説

- 1 第1条は平成11年改正法（「訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」(平成11年法律第34号)をいう。以下同じ。)の施行期日に関する規定である。
- 2 施行期日を、公布の日から6月以内としたのは、平成11年改正法が、特定継続的役務提供について書面交付やクーリング・オフ、中途解約等の新たな法的義務を課すことから、その内容についての相当の周知徹底期間あるいは準備期間を置くことが必要であると考えられる反面、この法律が一般消費者等の利益の保護を目的としており、被害の実態にかんがみ消費者救済の見地から一刻も早く施行されることが望まれるという双方の要請を勘案したものである。なお、昭和51年の立法当時、昭和63年改正時及び平成8年の改正時においても同様の施行期日に関する規定が設けられている。
- 3 具体的な施行期日については、「訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(平成11年政令第317号)により、平成11年10月22日と定められた。
- 4 第2条から第6条までは、平成11年改正法により同時に改正された割賦販売法の改正に伴う経過措置(第2条及び第3条)及び両法の改正に伴う大規模小売店舗立地法及び通商産業省設置法の関係条文の改正(第5条及び第6条)に関する規定である。

[参考] 政令改正に伴う経過措置について

訪問販売等に関する法律施行令及び割賦販売法施行令の一部を改正する政令(平成11年政令第318号)

附 則(抄)

(訪問販売等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第2条 訪問販売等に関する法律(以下この条において「法」という。)第4条、第9条、第9条の6及び第9条の8の規定は、この政令の施行前に販売業者が改正後の訪問販売等に関する法律施行令(以下この条において「新令」という。)別表第1に掲げる指定商品のうち改正前の同表に掲げられていないもの(以下この条において「追加指定商品」という。)又は役務提供事業者が新令別表第3に掲げる指定役務のうち改正前の同表に掲げられていないもの(以下この条において「追加指定役務」という。)につき受けた売買契約又は役務提供契約の申込みについては、適用しない。

2 法第5条、第7条、第9条の7及び第9条の13の規定は、この政令の施行前に追加指定商品又は追加指定役務につき締結された売買契約又は役務提供契約については、適用しない。

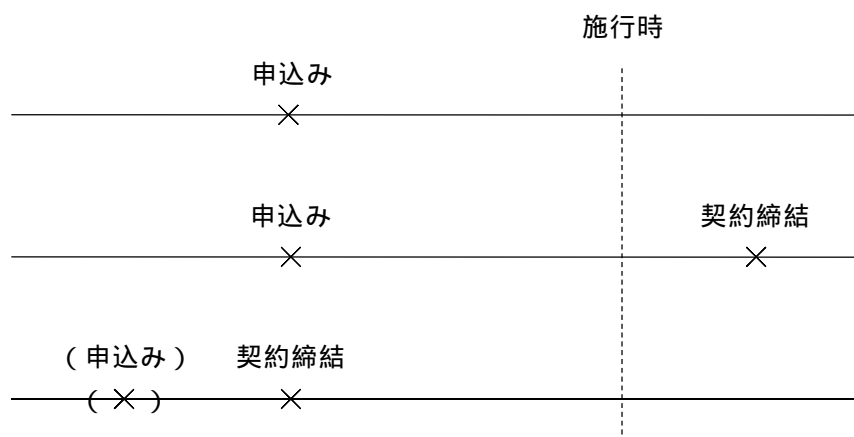
3 法第6条及び第9条の12の規定は、この政令の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が追加指定商品若しくは追加指定役務につき受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの政令の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの政令の施行前に

追加指定商品若しくは追加指定役務につき締結された売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。

- 4 法第 17 条の 3 第 2 項及び第 3 項、第 17 条の 9 並びに第 17 条の 10 の規定は、この政令の施行前に新令別表第 5 の第 1 欄に掲げる特定継続的役務又は当該特定継続的役務の提供を受ける権利につき締結された特定継続的役務提供契約又は特定権利販売契約については、適用しない。

解 説

- 1 本条は、「訪問販売等に関する法律施行令及び割賦販売法施行令の一部を改正する政令（平成 11 年政令第 318 号）」（以下「改正政令」という。）の施行に伴う経過措置に関する規定である。
- 2 第 1 項から第 3 項までは、改正政令により、従来の訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る指定商品及び指定役務が追加されたことに伴う経過措置に関する規定である。



- (1) 第 1 項関係（契約申込み時の書面交付及び通信販売の承諾の通知に関する規定）

改正政令により追加された指定商品及び指定役務（以下「追加指定商品及び追加指定役務」という。）について、施行前に申込みがされた場合には第 4 条（訪問販売に係る申込み時の書面交付）、第 9 条（通信販売に係る承諾の通知）、第 9 条の 6（電話勧誘販売に係る申込み時の書面交付）及び第 9 条の 8（電話勧誘販売に係る承諾の通知）の規定を適用しない旨を規定するものである。

- (2) 第 2 項関係（契約締結時の書面交付に関する規定）

追加指定商品及び追加指定役務について、施行前に契約が締結された場合には第 5 条（訪問販売に係る契約締結時の書面交付）、第 7 条（訪問販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）、第 9 条の 7（電話勧誘販売に係る契約締結時の書面交付）及び第 9 条の 13（電話勧誘販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）の規定を適用しない旨を規定するものである。

(3) 第3項関係(クーリング・オフに関する規定)

追加指定商品及び追加指定役務については、申込みが施行前になされた場合、施行前になされた申込みに係る契約の締結が施行後に締結された場合、施行前に契約が締結された場合には第6条(訪問販売に係るクーリング・オフ)及び第9条の12(電話勧誘販売に係るクーリング・オフ)の規定を適用しない旨を規定するものである。

3 第4項は、平成11年改正法により追加された特定継続的役務提供に係る「特定継続的役務」の指定に関する規定である。

第17条の3第2項及び第3項(契約締結時の書面交付)、第17条の9(クーリング・オフ)及び第17条の10(中途解約)の規定は、改正政令の施行(平成11年10月22日)前に締結された特定継続的役務提供契約又は特定権利販売契約については、適用しない旨を規定するものである。

附 則(平成12年法律第120号)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成13年6月1日から施行する。

(訪問販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第37条第2項及び第40条の規定は、この法律の施行後に特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売業を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引についての契約について適用し、この法律の施行前に第1条の規定による改正前の訪問販売等に関する法律第11条第1項に規定する連鎖販売業を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引についての契約については、なお従前の例による。

2 特定商取引法第55条第2項及び第58条の規定は、この法律の施行前に特定商取引法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業に相当する事業を行う者が締結した同項に規定する業務提供誘引販売取引に相当する取引についての契約については、適用しない。

(割賦販売法の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の割賦販売法(以下この条において「新割賦販売法」という。)第4条の2(新割賦販売法第29条の4第1項及び第30条の6において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に割賦販売業者、ローン提携販売業者又は割賦購入あっせん関係販売業者が受けた申込みで、第2条の規定による改正前の割賦販売法(以下この条において「旧割賦販売法」という。)第2条第1項に規定する割賦販売の方法、同条第2項に規定するローン提携販売の方法又は同条第3項に規定する割賦購入あっせんに係る販売の方法(次項において「割賦販売等の方法」という。)により指定商品を販売する特定契約(特定商取引法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業に

相当する事業を行う者が締結した同項に規定する業務提供誘引販売取引に相当する取引についての契約のうち、その業務提供誘引販売業に相当する事業に関して提供され、又はあっせんされる業務を事業所その他これに類似する施設によらないで行う個人との契約をいう。以下この条において同じ。)に係るものについては、適用しない。

2 新割賦販売法第5条(新割賦販売法第30条の6において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に締結した特定契約で、割賦販売等の方法により指定商品を販売するものについては、適用しない。

3 新割賦販売法第8条(新割賦販売法第29条の4第1項及び第30条の6において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に締結した特定契約で、旧割賦販売法第2条第1項に規定する割賦販売の方法、同条第2項に規定するローン提携販売の方法又は同条第3項に規定する割賦購入あっせんに係る販売若しくは提供の方法により指定権利を販売し、又は指定役務を提供するものについては、適用しない。

4 新割賦販売法第29条の4第2項及び第3項の規定は、この法律の施行前に購入者が旧割賦販売法第2条第2項第1号又は第2号に規定するローン提携販売の方法により購入する特定契約を締結した指定商品に係る分割返済金又は弁済金については、適用しない。

5 新割賦販売法第30条の4及び第30条の5の規定は、この法律の施行前に購入者が旧割賦販売法第2条第3項各号に規定する割賦購入あっせんに係る購入の方法により購入する特定契約を締結した指定商品に係る支払分又は弁済金については、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この法律の施行前にした行為及び附則第2条第1項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第6条 政府は、国民の日常生活に係る商取引に関する事情その他の経済的社会的環境の変化に応じ、特定商取引法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経済産業省設置法の一部改正)

第7条 経済産業省設置法(平成11年法律第99号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号中「及び特定継続的役務提供」を「、特定継続的役務提供及び業務提供誘引販売取引」に改める。

第8条第1項中「訪問販売等に関する法律」を「特定商取引に関する法律」に改める。

これらは訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 120 号）の附則である。平成 12 年の改正により、業務提供誘引販売取引が本法の対象に加えられたこと及び連鎖販売に係る規制の強化が行われたこと等に伴い、改正法の施行前に取引行為の一部又は全部が行われた場合における規制及び罰則の適用関係について経過措置を設けること、並びに今回の法改正による経済産業省設置法規定の整備等を規定したものである。

附 則（平成 14 年法律第 28 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第 2 条 政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行後の情報技術を活用した商取引に関する事情、特定商取引における電磁的方法による広告の提供の状況等を踏まえ、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の規定に基づく電磁的方法による広告に対する措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

解 説

- 1 これらは、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 28 号）の附則である。
- 2 第 1 条は本改正法の施行期日に関する規定である。施行期日を「公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内」とした（過去の改正の際は概ね「6 月以内」とされている）のは、「電子メールによる一方的な商業広告の送りつけ（いわゆる迷惑メール）問題」については、販売業者等及び消費者双方がその内容につき誤解することのないよう、改正内容につき十分に周知することが必要であるものの、大きな社会問題となっていたため早急に対応することの方が重要であると考えられたことによるものである。

具体的な施行期日については、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 14 年政令第 208 号）により、平成 14 年 7 月 1 日と定められた。

- 3 第 2 条はいわゆる見通し条項である。本改正により、社会問題化している迷惑メール問題について一定の対応を行ったものの、今後、新たな情報技術を活用した商取引の発生等に伴い今般の改正では対応できない問題が生じていないかどうか、3 年後をめぐりに検討することを定めているものである。

附 則（平成 16 年法律第 44 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（特定商取引に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の特定商取引に関する法律（以下「新特定商取引法」という。）第 6 条の 2、第 21 条の 2、第 34 条の 2、第 44 条の 2 及び第 52 条の 2 の規定は、この法律の施行前にした行為については、適用しない。

2 新特定商取引法第 9 条及び第 24 条の規定は、この法律の施行後に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はこの法律の施行後に締結された売買契約若しくは役務提供契約（この法律の施行前にその申込みを受けたものを除く。）について適用し、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約については、なお従前の例による。

3 特定商取引に関する法律第 9 条の 3 及び第 24 条の 2 の規定は、この法律の施行前にした売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。

4 新特定商取引法第 40 条の 3、第 49 条の 2 及び第 58 条の 2 の規定は、この法律の施行前にした特定商取引に関する法律第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（以下「連鎖販売契約」という。）同法第 41 条第 1 項第 1 号に規定する特定継続的役務提供契約（以下単に「特定継続的役務提供契約」という。）若しくは同項第 2 号に規定する特定権利販売契約（以下単に「特定権利販売契約」という。）若しくは同法第 51 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（以下「業務提供誘引販売契約」という。）の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。

5 新特定商取引法第 12 条の 2、第 36 条の 2、第 43 条の 2 及び第 54 条の 2 の規定は、この法律の施行前にした表示については、適用しない。

6 新特定商取引法第 37 条第 2 項の規定は、この法律の施行後に締結された連鎖販売契約について適用し、この法律の施行前に締結された連鎖販売契約については、なお従前の例による。

7 新特定商取引法第 40 条、第 48 条及び第 58 条の規定は、この法律の施行後に締結された連鎖販売契約、特定継続的役務提供契約若しくは特定権利販売契約又は業務提供誘引販売契約について適用し、この法律の施行前に締結された連鎖販売契約、特定継続的役

務提供契約若しくは特定権利販売契約又は業務提供誘引販売契約については、なお従前の例による。

- 8 新特定商取引法第 40 条の 2 の規定は、この法律の施行前に締結された連鎖販売契約については、適用しない。
- 9 新特定商取引法第 50 条第 2 項の規定は、この法律の施行後に解除された特定継続的役務提供契約、特定権利販売契約又は特定商取引に関する法律第 48 条第 2 項に規定する関連商品販売契約（以下単に「関連商品販売契約」という。）について適用し、この法律の施行前に解除された特定継続的役務提供契約、特定権利販売契約又は関連商品販売契約については、なお従前の例による。
- 10 新特定商取引法第 58 条の 3 の規定は、この法律の施行前に締結された業務提供誘引販売契約については、適用しない。

（割賦販売法の一部改正に伴う経過措置）

第 3 条 第 2 条の規定による改正後の割賦販売法（以下この条において「新割賦販売法」という。）第 4 条の 3、第 29 条の 3 の 2 及び第 30 条の 2 の 2 の規定は、この法律の施行前に割賦販売業者、ローン提携販売業者又は割賦購入あっせん関係販売業者が受けた申込みで、割賦販売法第 2 条第 1 項に規定する割賦販売の方法、同条第 2 項に規定するローン提携販売の方法又は同条第 3 項に規定する割賦購入あっせんに係る販売の方法により指定商品を販売する連鎖販売個人契約（連鎖販売契約（当該連鎖販売契約以外の契約であってその連鎖販売業に係る商品若しくは権利の販売又は役務の提供に係るものを含む。）のうち、その連鎖販売業に係る商品若しくは権利の販売若しくはそのあっせん又は役務の提供若しくはそのあっせんを店舗その他これに類似する設備によらないで行う個人との契約をいう。以下同じ。）に係るものについては、適用しない。

- 2 新割賦販売法第 5 条の規定は、この法律の施行前に締結した連鎖販売個人契約で、割賦販売法第 2 条第 1 項に規定する割賦販売の方法により指定商品を販売するものについては、適用しない。
- 3 新割賦販売法第 8 条（新割賦販売法第 29 条の 4 第 1 項及び第 30 条の 6 において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に締結した連鎖販売個人契約で、割賦販売法第 2 条第 1 項に規定する割賦販売の方法、同条第 2 項に規定するローン提携販売の方法又は同条第 3 項に規定する割賦購入あっせんに係る販売若しくは提供の方法により指定商品若しくは指定権利を販売し、又は指定役務を提供するものについては、適用しない。
- 4 新割賦販売法第 29 条の 4 第 2 項及び第 3 項の規定は、この法律の施行前に購入者が割賦販売法第 2 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に規定するローン提携販売の方法により購入する連鎖販売個人契約を締結した指定商品に係る分割返済金又は弁済金については、適用しない。
- 5 新割賦販売法第 30 条の 2 の 4 の規定は、この法律の施行前に締結した連鎖販売個人契

約で割賦販売法第2条第3項に規定する割賦購入あっせんに係る販売の方法により指定商品を販売するものに係る割賦購入あっせんについては、適用しない。

6 新割賦販売法第30条の4及び第30条の5の規定は、この法律の施行前に購入者が割賦販売法第2条第3項各号に規定する割賦購入あっせんに係る購入の方法により購入する連鎖販売個人契約を締結した指定商品に係る支払分又は弁済金については、適用しない。

(政令への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第5条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、国民の日常生活に係る商取引に関する事情その他の経済的社会的環境の変化に応じ、新特定商取引法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

解 説

これらは特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律(平成16年法律第44号)の附則である。平成16年の改正により、悪質な訪問販売等に対する規制強化及び民事ルールの整備、連鎖販売取引等に関する民事ルールの整備及び法執行手続の整備が行われたこと等に伴い、改正法の施行前に取引行為の一部又は全部が行われた場合における規制及び罰則の適用関係について経過措置を設けること等を規定したものである。

なお、改正法の施行期日については、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成16年政令第260号)により、平成16年11月11日と定められた。

附 則(平成18年法律第50号)(抄)

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

解説

これは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)の附則である。一般社団・財団法人法の施行期日に合わせて施行される旨の規定であり、平成20年12月1日に施行された。

附 則 (平成 20 年法律第 29 号)(抄)

(施行期日)

- 1 この法律は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 74 号)の施行の日から施行する。

解説

これは消費者契約法等の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 29 号)の附則である。この法改正により、不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)及び特定商取引に関する法律に適格消費者団体による差止請求の根拠規定等が措置され(第 4 条関係)、経済産業大臣が、適格消費者団体に関し内閣総理大臣からの協議を受けること及び意見を述べる事が措置された(第 2 条関係)。特定商取引に関する法律及び経済産業大臣の関与の部分のみ、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 74 号)の最終施行と同日の施行として措置を講じたものである。なお、当該施行日は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成 21 年政令第 161 号)により、平成 21 年 12 月 1 日と定められた。

附 則 (平成 20 年法律第 74 号)(抄)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 附則第 4 条第 11 項及び第 12 項並びに附則第 5 条第 29 項の規定 公布の日
- 2 第 1 条及び附則第 3 条の規定 公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日
- 3 第 4 条の規定 公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日
- 4 附則第 11 条の規定 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 115 号)附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(特定商取引に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第 3 条 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の際既に第 1 条の規定による改正後の特定商取引に関する法律(以下この条において「第 2 号新特定商取引法」という。)第 12 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する通信販売電子メール広告、第 2 号新特定商取引法第 36 条の

3 第 1 項第 1 号に規定する連鎖販売取引電子メール広告又は第 2 号新特定商取引法第 54 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する業務提供誘引販売取引電子メール広告（以下この条において「通信販売電子メール広告等」という。）に相当するものをするにつきその相手方から受けている請求又はその相手方から得ている承諾は、通信販売電子メール広告等をするにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。

2 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の際既にされている意思の表示であって、通信販売電子メール広告等に相当するものの提供を受けない旨のものは、第 2 号新特定商取引法第 12 条の 3 第 2 項（第 2 号新特定商取引法第 12 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。）第 36 条の 3 第 2 項（第 2 号新特定商取引法第 36 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 54 条の 3 第 2 項（第 2 号新特定商取引法第 54 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する意思の表示とみなす。

3 第 2 号新特定商取引法第 12 条の 3 第 3 項（第 2 号新特定商取引法第 12 条の 4 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）第 36 条の 3 第 3 項（第 2 号新特定商取引法第 36 条の 4 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 54 条の 3 第 3 項（第 2 号新特定商取引法第 54 条の 4 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に通信販売電子メール広告等に相当するものをするにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾に基づく通信販売電子メール広告等については、適用しない。

第 4 条 第 2 条の規定による改正後の特定商取引に関する法律（以下この条において「新特定商取引法」という。）第 4 条及び第 18 条の規定は、この法律の施行後に販売業者又は役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込みについて適用し、この法律の施行前に販売業者又は役務提供事業者が受けた第 2 条の規定による改正前の特定商取引に関する法律第 2 条第 4 項に規定する指定商品若しくは指定権利又は指定役務（以下「特定指定商品等」という。）の売買契約又は役務提供契約の申込みについては、なお従前の例による。

2 新特定商取引法第 5 条及び第 19 条の規定は、この法律の施行後に締結された売買契約又は役務提供契約について適用し、この法律の施行前に締結された特定指定商品等の売買契約又は役務提供契約については、なお従前の例による。

3 新特定商取引法第 9 条及び第 24 条の規定は、この法律の施行後に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はこの法律の施行後に締結された売買契約若しくは役務提供契約（この法律の施行前にその申込みを受けたものを除く。）について適用し、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた特定指定商品等の売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された特定指定商品等の売買契約若しくは役務提供契約については、なお従前の例による。

- 4 新特定商取引法第 9 条の 2 の規定は、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。
- 5 新特定商取引法第 10 条及び第 25 条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約又は役務提供契約（特定指定商品等に係るものを除く。）については、適用しない。
- 6 この法律の施行の際既に新特定商取引法第 12 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する通信販売電子メール広告（特定指定商品等に係るものを除く。）をすることにつきその相手方から受けている請求又はその相手方から得ている承諾は、通信販売電子メール広告をすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。
- 7 この法律の施行の際既にされている意思の表示であって、新特定商取引法第 12 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する通信販売電子メール広告（特定指定商品等に係るものを除く。）の提供を受けない旨のものは、同条第 2 項（新特定商取引法第 12 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する意思の表示とみなす。
- 8 新特定商取引法第 12 条の 3 第 3 項（新特定商取引法第 12 条の 4 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日前に新特定商取引法第 12 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する通信販売電子メール広告（特定指定商品等に係るものを除く。）をすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾に基づく通信販売電子メール広告については、適用しない。
- 9 新特定商取引法第 12 条及び第 20 条の規定は、この法律の施行前に販売業者又は役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込み（特定指定商品等に係るものを除く。）については、適用しない。
- 10 新特定商取引法第 15 条の 2 の規定は、この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。
- 11 新特定商取引法第 67 条第 1 項第 6 号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新特定商取引法第 26 条第 1 項第 8 号二、第 2 項、第 3 項各号、第 4 項第 1 号若しくは第 2 号、第 5 項第 2 号又は第 6 項第 2 号の政令の制定の立案のために、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問することができる。
- 12 新特定商取引法第 67 条第 1 項第 4 号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新特定商取引法第 26 条第 4 項第 3 号又は第 6 項第 1 号の政令の制定の立案のために、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問することができる。
- 13 この法律の施行の際現にその名称又は商号中に、訪問販売協会若しくは訪問販売協会会員又は通信販売協会若しくは通信販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字

を用いている者については、新特定商取引法第 28 条及び第 31 条の規定は、この法律の施行後 6 月間は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第 6 条 この法律の施行前にした行為及び前 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第 7 条 附則第 3 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第 8 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律及び割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

解 説

- 1 これらは特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 74 号)の附則である。平成 20 年の改正により、訪問販売等における指定商品制等の廃止が行われたことによる規制対象範囲の拡大や法第 9 条の 2 のような新たな民事規定の整備が行われたこと等に伴い、改正法の施行前に取引行為の一部又は全部が行われた場合における規制及び罰則の適用関係について経過措置を設けること等を規定したものである。
- 2 なお、改正法の施行期日については、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成 20 年政令第 342 号)により、未承諾電子メール広告の送信禁止に関する部分等については、全体の施行に先行して、平成 20 年 12 月 1 日と定められた。その他の特定商取引法関係部分については、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成 21 年政令第 161 号)により、平成 21 年 12 月 1 日と定められた。

附 則 (平成 21 年法律第 49 号)(抄)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成 21 年法律第 48 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第 9 条の規定 この法律の公布の日
(処分等に関する経過措置)

第4条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第5条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第7条第3項の内閣府令又は国家行政組織法第12条第1項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第7条第3項の内閣府令又は国家行政組織法第12条第1項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第8条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

解説

1 これらは消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成21年法律第49号）の附則である。

2 第1条は同法の施行期日に関する規定である。消費者庁及び消費者委員会設置法の施行期日を定める政令（平成21年政令第214号）により、平成21年9月1日と定められた。

3 第4条及び第5条は、同法の施行前に行われた法律に基づく処分等や省令等の効力につき、法令に別段の定めがあるもの以外は、新法令の相当規定によりなされ、あるいは発出されたものとみなされ、引き続き有効である旨を規定したものである。これにより、特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年11月24日通商産業省令第89号）等の命

令や各種通達等も引き続き新法令のもとで有効となったところである。第 8 条及び第 9 条は、同法施行前の行為及び附則において従前の例によるとされている施行後の行為の罰則の適用関係について経過措置を設け、その他必要な経過措置について政令で整備することを規定したものである。